

# 安全・安心対策の適用範囲について

---

# 安全・安心対策の適用方針(案)

分野	例	対策の適用方針
事業者の安全管理体制の強化	管理者への試験制度の創設、 事故発生時の安全教育等	<p><b>全ての事業者・船舶に適用</b>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、「事業許可更新制の導入」については、安全上のリスクが比較的高い「小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業」を対象とする。</li> <li>ドライブレコーダーの対象船舶の範囲については引き続き精査する。</li> </ul>
船員の資質の向上	船長要件の創設 等	<p><b>小型船舶に適用</b>する。</p>
船舶検査の実効性の向上	国によるJCIの検査方法の総点検・是正 等	
監査・行政処分の強化	行政処分の点数制度、 罰則の強化 等	<p><b>全ての事業者・船舶に適用</b>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、「旅客名簿」については、航行区域等に 応じたリスクの程度を踏まえて適用する。</li> </ul>
利用者保護・安全情報の提供	事業者による安全情報の提供等	
設備要件の強化	改良型救命いかだ等の積付けの義務化 等	<p><b>水温の低さ、航行区域、船舶の構造に応じたリスクの程度を踏まえて適用</b>する。</p>

※分野については、中間取りまとめにおける分類に同じ

# (参考) 知床遊覧船事故対策検討委員会 中間取りまとめ 概要

## 安全対策を「重層的」に強化し 安全・安心な小型旅客船を実現

### ①事業者の安全管理体制の強化

- ・ 管理者への試験制度の創設
- ・ 事業許可更新制度の創設
- ・ 運航の可否判断の客観性確保
- ・ 地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

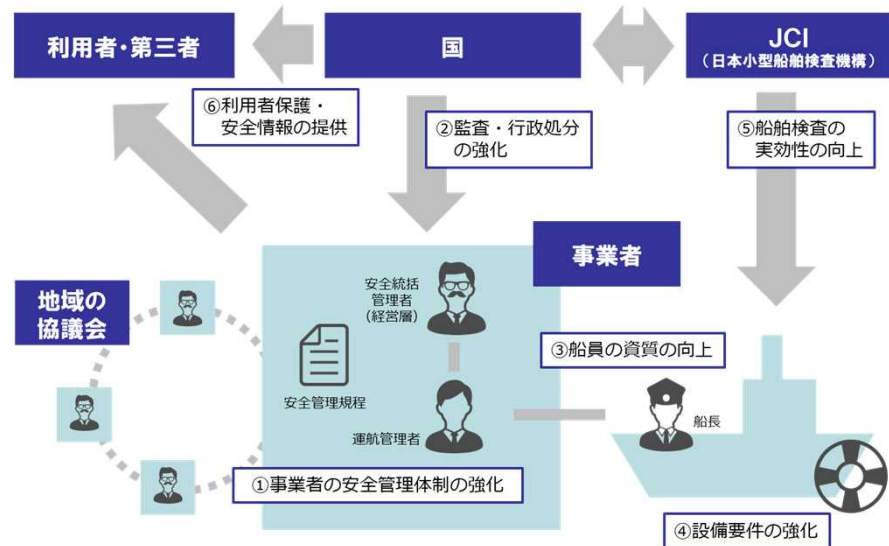
### ②監査・行政処分の強化

- ・ 海事監査部門の改革  
(徹底した意識改革、通報窓口の設置、  
抜き打ち・リモートによる監視の強化、  
裏取り・フォローアップの徹底、  
自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化 等)
- ・ 行政処分制度の抜本的見直し  
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
- ・ 罰則の強化 (拘禁刑、法人重課等)
- ・ 許可の欠格期間の延長 (2年→5年) 等

### ③船員の資質の向上

- ・ 船長の選任要件の創設  
(事業用操縦免許の厳格化 (修了試験の創設等)、  
実船・実海訓練、乗船履歴) 等

※今後、事故調査等を通じて明らかになる課題があれば、必要に応じ、検討を行いつつ、年内に安全対策の最終とりまとめを行う。



### ④設備要件の強化

- ・ 法定無線設備からの携帯電話の除外
- ・ 業務用無線設備等の導入促進
- ・ 改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

### ⑤船舶検査の実効性の向上

- ・ 国によるJCI (日本小型船舶検査機構) の検査方法の  
総点検・是正と監督の強化 等

### ⑥利用者保護・安全情報の提供

- ・ 安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
- ・ 行政処分等の公表期間の延長 (2年→5年)
- ・ 安全性の評価・認定制度 (マーク等) の創設 等